

六 早出又は病癒年當ハ前前ノ規程ニ準テ支給ス
 七 賞與ノ各目ニ別テモハ年中元ノ規程ニ準テ支給ス
 八 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 九 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 一〇 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 一一 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 一二 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 一三 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 一四 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 一五 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 一六 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 一七 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 一八 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 一九 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 二〇 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 二一 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 二二 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 二三 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 二四 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 二五 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 二六 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 二七 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 二八 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 二九 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 三〇 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 三一 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 三二 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 三三 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 三四 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 三五 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 三六 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 三七 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 三八 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 三九 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 四〇 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 四一 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 四二 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 四三 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 四四 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 四五 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 四六 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 四七 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 四八 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 四九 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 五〇 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 五一 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 五二 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 五三 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 五四 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 五五 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 五六 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 五七 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 五八 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 五九 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 六〇 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 六一 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 六二 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 六三 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 六四 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 六五 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 六六 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 六七 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 六八 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 六九 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 七〇 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 七一 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 七二 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 七三 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 七四 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 七五 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 七六 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 七七 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 七八 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 七九 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 八〇 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 八一 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 八二 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 八三 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 八四 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 八五 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 八六 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 八七 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 八八 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 八九 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 九〇 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 九一 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 九二 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 九三 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 九四 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 九五 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 九六 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 九七 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 九八 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 九九 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス
 一〇〇 令司員等ノ事業ノ規程ニ準テ支給ス

根拠人協同會大支所

財団法人協同會大阪支所

七 公傷ノ場合ハ治療費全額ヲ支給ス
 病氣缺勤ノ場合ハ二ヶ月迄ハ給料全額ヲ支給シ三ヶ月目ハ給料ノ半額ヲ支給シ本人平素ノ成績ヲ考慮シ此期間ヲ延長スルコトアルベシ
 但シ此場合ハ醫師ノ診断書ヲ添へ缺勤届ヲ提出スルコトヲ要ス
 八 臨時代人ノ手當ハ會社負擔トス
 但シ事業主ノ承認ヲ得タルモノニ限ル
 九 兵役關係者ニシテ檢閲點呼又ハ勤務演習ノ爲メ缺勤シタル時ハ給料全額ヲ支給ス
 戰時又ハ事變ノ爲應召ノ場合ハ家族ニ對シ應分ノ補助ヲナス
 一〇 本爭議ニ關シテハ犠牲者ヲ出サズ
 但シ今后故意ニ箇ノ秩序ヲ亂シ營業者ニ對シ不利益ヲ及ボス行爲アリタル時ハ即時解雇シ従業員ハ之レニ對シ異議ヲ申立テザ